

## タイにおける税務の基礎知識 第7回

今回はタイ、日本の法人税課税所得計算上の税務調整項目の代表的なものについて、その概略をご説明しました。今回はタイにおける法人税の課税所得計算上の留意点について、解説をしてみたいと思います。

### <課税所得の範囲>

- タイの法律によって設立された法人---全世界所得が課税対象
- 支店・代理人PEの場合---タイ源泉所得のみが課税対象(PEに帰属する部分)
  - >> タイ法人の場合には特に議論は生じないところであるが、支店、代理人の場合、いわゆる恒久的施設(PE)に帰属する所得が課税対象となるような場合には、当該PEに帰属する所得がどのように算出されているかをしっかりと把握しなければならない。さらに日本の法令上は、タイ国内のPEは日本法人の一部であることから、日本における税金の計算上、国外所得の算定根拠資料として、タイPEの財務諸表を日本の国税に開示しなければならない。よって総称してPEと呼ばれる形態での営業についてはしっかりとした帳簿の備付と管理が必要となる。

### <益金の額>

課税所得計算上は、一般に公正妥当な会計処理基準によって作成された財務諸表に基づいて行わなければならない。一般に公正妥当と認められる会計処理基準に基づいた財務諸表であるかどうか、当該財務諸表について、公認会計士が適正であるという意見表明をしていれば、適正な財務諸表とされている。したがって基本的には財務諸表が適正であれば、その当期利益から前号に記載したような税務調整項目を加減算することによって課税所得が算定される。しかし次のような事項は慎重な対応が求められる。

- >> 合理的な理由がなく、無償または市場価格に比して著しく低い価額で資産の譲渡、役務の提供等が行われた場合には、課税当局が市場価格に基づいて当該対価等を認定する権利を有している。いわゆる「無償譲渡、低廉譲渡等」であるが、仮にこの取引が日本の親会社との間で行われたものである場合には、日本の親会社の申告へも影響を与えることとなる。すなわちタイにおける役務手教の対価が増えることとなり、日本側は所得が減少することとなる。

### <損金の額>

各事業年度における損金の額は、基本的には当該事業年度における所得を獲得するために、かつ、タイにおける事業のために生じた費用とされている。

- >>ここで注意が必要なのは、親子会社間(日本が親会社)で役務提供の対価と称して、利益の移転が行われることがあるが、この場合において、合理的な計算根拠を有していない取引については是正されることとなる。最悪のケースでは、全額について損金の額に算入することが認められないことも生じる。このため特に親子会社間の取引については、十分な検証と、書面により妥当性を立証できるように準備をすることが肝要 親子間取引についての解説は後日に譲る
- >>損金に計上した内容が「是か否」という議論になると、結果は「all or nothing」となってしまうが、「高いか、安いか」の議論であれば、全部はだめでも認められる部分は残る、すなわち当該支出そのものは否認されていないということになる。これは日本側も同様である。

### <中間申告と納税>

中間申告については、原則として、前年実勢の申告・納付が認められている。しかし見積もりによる申告納付のいずれかを選択できる。ただし見積もりで行う場合には、当該年度の確定申告時における所得よりも中間納付額における見積り所得金額が小さく、かつ、その差額が、25%を超えるような場合は、前年確定申告の申告税額×2分の1を超える部分については、その差額について20%相当をペナルティとして課されるので、注意が必要となる。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。